

低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活の応援を目的とした特別給付金を支給します。本事業は、現在実施している「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金」とは別に、新たに茨城県が独自で実施するものです。

【問い合わせ】子育て支援課子育て世帯生活応援特別給付金担当(☎282-1711 内線1187)

給付対象

令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する父母等で次のいずれかに該当する世帯 ※令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた児童も対象となります。

【低所得のひとり親世帯】

令和4年9月分の児童扶養手当受給者等の世帯

【その他低所得の子育て世帯】

令和4年9月分の児童手当または、特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

給付額

児童1人につき5万円

支給方法等

各種手当を支給している口座へ振り込むため、申請は不要です。※▽一部申請が必要な場合があります。申請方法など詳細は、お問い合わせください。▽給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否の届出書の提出が必要です。

【低所得のひとり親世帯】(茨城県から支給)

令和4年9月分の児童扶養手当を支給している口座に11月に振り込む予定です。

■次に当てはまる方は申請が必要です

▼公的年金等の受給により、令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けていない(児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る)方

▼令和4年1月以降の家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準である方)

【その他低所得の子育て世帯】(村から支給)

令和4年9月分の児童手当または、特別児童扶養手当を支給している口座に12月に振り込む予定です。

■次に当てはまる方は申請が必要です

▼公務員である児童手当受給者

▼高校生のみを養育する方

▼離婚した(協議中を含む)または、DV避難中の方

▼令和4年1月以降の家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当となった方)

※住民税非課税世帯が主な対象となります。申告がお済みでない方や収入がなかったため住民税の申告をしていない方等は、申告するようお願いいたします。未申告の場合、本給付金を速やかに受け取れない場合があります。



11月は児童虐待防止推進月間

「もしかして？」ためらわないで！189(いちはやく)

【令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語 最優秀作品】

村では、子育てに関する相談体制などをより一層強化するため、子育て支援課(役場行政棟4階)内に「東海村子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。子育てに関する不安や悩みなどの相談を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ】東海村子ども家庭総合支援拠点(子育て支援課内 ☎287-0896)

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください

▽児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783

▽児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (通話無料)

いちはやく おなやみを

いちはやく

それは、親子の未来を守る相談。

それは、親子の未来を守る相談。
0120-189-783
児童相談所 相談専用ダイヤル

2023年度 関係者予定
11月10日(金) 18時～20時

ママもパパも、一人で抱え込まないで。
子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

厚生労働省 児童相談所 千葉県 東海村 子育て支援課